

経営事項審査の改正等について

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、原則として、その経営に関する客観的事項について、許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査（＝経営事項審査）を受けなければならないとされており（建設業法第27条の23第1項）、その経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定めることとされている（同法第27条の23第3項）。

経営事項審査の具体的な項目及び基準については、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成6年6月8日建設省告示第1461号）等において定められており、建設投資の減少等最近の社会経済情勢の変化に対応して所要の改正を行うこととする。

1. 経緯

(1) 近年の改正経緯

①平成14年改正

○完成工事高評点テーブルの見直し

- ・建設投資の減少により、完成工事高の評点の平均点が制度設計時に想定した平均点（700点）を下回っていたことに対応し、完成工事高評点テーブルの見直しにより、評点ウェイトを引き上げ修正。

○企業年金制度の改正に伴う審査項目の改正

- ・企業年金制度の改正に伴い、確定拠出年金等を加点対象として追加。

②平成15年改正

○完成工事高評点テーブルの線形式化

- ・従来の階段状の算定手法では、完成工事高が上がるに従って評点テーブルの刻みの幅が大きくなっていたことを改め、評点テーブルを線形式化。

(2) 企業評価のあり方等に関する意見交換会の実施

中央建設業審議会の建議に基づく一連の改正に対する様々な意見が建設業者・発注者双方から寄せられていることを踏まえ、両者を交えた意見交換会を開催している（直近では、平成17年6月30日に第16回「企業評価のあり方等に関する意見交換会」が開催され、経営事項審査の見直しについて議論が行われた。）。

2. 当面の制度改正等(案)

企業評価のあり方等に関する意見交換会における議論等を踏まえつつ、建設投資の低迷等、最近の社会経済情勢の変化に対応して、当面、以下の通り改正を行うこととする。

なお、経営事項審査のあり方については、引き続き検討を行う。（「3. 今後の検討課題」参照）

(1)X1評点(完成工事高)の評点テーブルの修正

経営事項審査の総合評点及び各審査項目は、平成6年改正時に平均点がそれぞれ700点となるよう、また、各評価項目のウエイトについては、X1が0.35、X2が0.10、Yが0.20、Zが0.20、Wが0.15となるよう制度設計されている。

近年の建設投資低迷に伴う完工高の減少等により、X1評点については、制度設計上の平均点を下回るのみならず、制度設計上のウエイト0.35から大幅に下方乖離している状態にある。

こうしたことを踏まえ、各指標を適正なバランスにより評価すべきとの観点から、下方乖離が大きいX1のウエイトを制度設計時の値に近似するよう修正することとする。

[修正手法]

- ① 直近1年間に経営事項審査を申請した建設業者について、各指標の実際のウエイトを算出。
- ② ①で算出されたX1のウエイトを、制度設計上のウエイトである0.35に近づけるよう修正する。この際、同様に制度設計時のウエイトを下回っているYの下方乖離率がX1の下方乖離率を上回らない範囲の修正にとどめる。
- ③ 修正する際に用いた修正率を評点テーブルの完成工事高の評点(X1)に掛け合わせ、評点テーブルの評点修正を行う。

(2)防災に貢献する建設業者への加点

国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者は、災害時の24時間待機など自らの負担も伴いながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしている。

こうした防災活動については、公共工事の発注にあたり、建設業者として高い評価を与えられるべきであることから、国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者に対し、W項目（その他社会性等）で加点評価をすることとする。

(3) 評価対象となる技術者の追加

電気通信工事に係る主任技術者になり得る者として、新たに「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、5年以上の実務経験を有するもの」が追加される予定であることを受けて、経審のZ指標（技術力）でも当該技術者を加点対象に含める。

(4) 加点対象となる資格の位置付けの改正

Zの加点対象となっている地すべり防止工事士及び一級計装士、Wの加点対象となっている建設業経理事務士について、平成14年の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、これらに対応する資格試験を登録制度として実施することとし、所要の制度改正を行う。

経営事項審査の審査項目及び基準の概要

※1 許可業種別に審査し、総合評定値を付与するが、業種ごとに数値が異なる審査項目は下表の網掛け部分である。その他の項目は、一の建設業者全体について審査する事項であるため、業種にかかわらず共通の点数となる。

※2 項目区分ごとの評点については、計算上の最高点・最低点である。

項目区分	審査項目	項目区分ごとの点数	ウェイト
①経営規模 (X ₁ , X ₂)	<ul style="list-style-type: none"> 完成工事高 (直前2年又は直前3年の平均完成工事高のいずれかを選択した上で業種別に審査) 	X₁の点数 最高点 最低点 (2,000億円以上)(1,000万円未満) 2,565 569	0.35
	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本額 (120～60点) 職員数 (60～30点) (平均完成工事高で除した数値を審査)(注) 	X₂の点数 最高点 最低点 954 118	0.10
②経営状況 (Y)	<ul style="list-style-type: none"> 売上高営業利益率 総資本経常利益率 キャッシュ・フロー対売上高比率 必要運転資金月商倍率 立替工事高比率 受取勘定月商倍率 自己資本比率 有利子負債月商倍率 純支払利息比率 自己資本対固定資産比率 長期固定適合比率 付加価値対固定資産比率 	Yの点数 最高点 最低点 1,430 0	0.20
③技術力 (Z)	<ul style="list-style-type: none"> 技術職員数(業種別に次のように点数化して審査)(注) (1級国家資格者…5点 2級国家資格者…2点 その他の技術者…1点) 	Zの点数 最高点 最低点 (15,500点以上) (5点未満) 2,402 590	0.20
④その他の審査項目 (社会性等) (W)	<ul style="list-style-type: none"> 労働福祉の状況 (30～0点) 工事の安全成績 (30～0点) 営業年数 (30～0点) 建設業経理事務士等の数 (10～0点) 	Wの点数 最高点 最低点 967 0	0.15

(注) 自己資本額 → 審査基準日現在の自己資本額又は直前2期の各営業年度末における平均自己資本額のいずれかを選択

職員数、技術職員数 → 審査基準日現在の職員数、技術職員数又は直前2期の各営業年度末における平均職員数、平均技術職員数のいずれかを選択

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.35X_1 + 0.10X_2 + 0.20Y + 0.20Z + 0.15W$$

総合評定値 (P) の点数

最高点 最低点
1,905 329